平成２７年（フ）第１４４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3876番地の２　シティハイツ熊坂Ｉ―204
債務者　春木茂こと　ＨＡＲＵＫＩ　ＧＵＩＬＨＥＲＭＥ　ＳＨＩＧＥＲＵ　ＰＡＮＴＯＪＡ
１　決定年月日時　平成27年５月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４９号
神奈川県秦野市曽屋5857番地の２　秦野あつらえ荘３号
債務者　松岡　　弘
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７３号
熊本市東区花立３丁目34番20号　レピュート花立Ｂ―102
債務者　興梠　久美
１　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
佐賀県多久市北多久町小侍2076番地、住民票上の住所佐賀県杵島郡江北町大字上小田1056番地
債務者　山口　マリア　テレサこと　ＹＡＭＡＧＵＣＨＩ　ＭＡＲＩＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ
１　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
佐賀市大和町大字東山田1826番地10
債務者　山田　常雄
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160番地　中の原団地Ｂ―127号
債務者　原槙　　茂
１　決定年月日時　平成27年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
熊本県菊池市泗水町吉富４番地４
債務者　白本　朋求
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
青森市大字大野字前田75番地22　サニーウェル大野Ａ―101
債務者　坂井　愛子
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
青森県むつ市新町７番14号
債務者　島谷　勝江
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
青森県五所川原市金木町朝日山359番地
債務者　櫛引冨美子
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町40番地
債務者　柴田　貞子
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
青森県五所川原市大字長富字鎧石181番地６
債務者　其田美加子
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
神奈川県伊勢原市高森1180番地　サンハイツ高森105号
債務者　前川ひろみ
１　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７７号
熊本市東区桜木５丁目１番36号　アネックス桜木102号室
債務者　中嶋　諒太
１　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
熊本県菊池郡大津町大字大津1134番地２　大津高校大志寮
債務者　大久保豊子
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
熊本市西区蓮台寺３丁目４番26号　センタービレッジＡ101号、前住所熊本市南区御幸木部３丁目７番50号
債務者　長井　洋美
１　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係